

令和2年第4回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和2年12月18日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第55号 令和2年度新冠町一般会計補正予算
- 第 5 議案第56号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第57号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第58号 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
- 第 8 議案第59号 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 9 議案第60号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第10 議案第61号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 第11 発議第 3号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について
- 第12 会議案第15号 閉会中の継続調査について
- 第13 会議案第16号 閉会中の継続調査について
- 第14 会議案第17号 閉会中の継続調査について

◎追加日程

- 第 1 議案第62号 損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 芳住革二君 | 2番 長浜謙太郎君 |
| 3番 酒井益幸君 | 4番 武田修一君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 須崎栄子君 | 8番 氏家良美君 |
| 9番 秋山三津男君 | 10番 中川信幸君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町	中	村	義	弘	君
教	育	山	本	政	嗣	君
総	務	坂	本	隆	二	君
企	画	原	田	和	人	君
町	民	坂	東	桂	治	君
保	健	鷹	背		寧	君
税	務	佐	藤	正	秀	君
産	業	島	田	和	義	君
兼	農	関	口	英	一	君
委	員	田	村	一	晃	君
会	事	杉	山	結	城	君
務	局	山	谷		貴	君
長		工	藤		匡	君
建	設	湊		昌	行	君
水	道	新	宮	信	幸	君
課	長	佐	々	木	京	君
会	計	楫	川	聡	明	君
管	理	下	川	広	司	君
者		竹	内		修	君
診	療	八	木	真	樹	君
所	事	今	村		力	君
務	長	三	宅	範	正	君
特	別	寺	西		訓	君
養	護	磯	野	貴	弘	君
老	人	小	久	保	卓	君
ホ	一	坂	元	一	馬	君
ム	所	谷	藤		聡	君
所	長	曾	我	和	久	君
長						
管	理					
課	長					
社	会					
教	育					
課	長					
総	務					
課	総					
括	主					
幹						
企	画					
課	総					
括	主					
幹						
企	画					
課	総					
括	主					
幹						
町	民					
生	活					
課	総					
括	主					
幹						
保	健					
福	祉					
課	総					
括	主					
幹						
税	務					
課	総					
括	主					
幹						
産	業					
課	総					
括	主					
幹						
建	設					
水	道					
課	総					
括	主					
幹						
建	設					
水	道					
課	総					
括	主					
幹						
管	理					
課	総					
括	主					
幹						
管	理					
課	総					
括	主					
幹						
社	会					
教	育					
課	総					
括	主					
幹						
社	会					
教	育					
課	総					
括	主					
幹						

◎議会事務局

議	会	事	務	局	長	佐	渡	健	能	君
議	会	事	務	局	総	伊	藤	美	幸	君
括	主	幹								

(午前 9時56分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから、令和2年第4回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、8番、氏家良美議員、9番、秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第2、諸般の報告を行います。

◎日程第3 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。

但野裕之議員の町営バスに抗ウイルス処置をの発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 議長より発言の許可を得ましたので通告に従い、初めに町営バスに抗ウイルス処置をについて質問いたします。

なかなか終息の先が見えないコロナ禍の中、新型コロナウイルス感染防止対策として、安心できる車内空間を確保するために、地下鉄やバスなどの車両に抗ウイルス加工を行う自治体が見受けられます。ウイルスを不活性化して増殖を抑制するコーティング剤を手すり、座席などに散布することでメーカーにも差はありますが、最長5年程度の効果があると言われています。これらのコーティング剤は、S I A A抗菌製品技術協会のマークを取得しています。S I A AマークはI S O 2170法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協会のガイドラインで品質管理、情報公開された製品に表示され、S I A Aの安全基準に適合していることを示しています。全国的に季節性インフルエンザとの同時流行に備え車内の感染症対策を徹底するために公共交通に抗ウイルス抗菌処置をする広がりを見せています。

仙台市では、地下鉄南北線と東西線全車両144両に、1両に約30分かけ座席やつり革、

手すり、天井に抗ウイルス剤を散布、その作業費は約 790 万円で 1 車両当たり約 5 万 5,000 円となっています。この作業は 12 月末までに完了する予定となっています。一方、道内では雨竜町の福祉バス、千歳市の民間タクシーの方が先行しています。また、札幌市も抗ウイルス措置の実施に着手しました。これまで地下鉄の新型をウイルスの感染拡大を防ぐため窓の一部を開けて喚起するほか、車内を定期的に消毒を行っていましたが、空気中に浮遊するインフルエンザなどのウイルスに対しても効果が確認されることもあり、今月 11 日から地下鉄や路面電車の車両などに抗ウイルス抗菌加工をする作業を始めています。地下鉄の車両の座席や手すり、ドアなどに散布を始め、来年 3 月末までにはすべての地下鉄や路面電車の車内と改札機や券売機に抗ウイルス抗菌作業を終える予定としています。本町もコミュニティーバスや通学バスなどを抗ウイルス処置をすることで、安心して利用できる車内空間が確保されます。それとともに、これまでは細心の注意を払って行っていた車内の消毒清掃作業の簡素化も図れ、消毒清掃作業にかかる労働時間も短縮され、作業中の感染リスクも軽減し、感染症対策が徹底されるものと推察します。また、高齢者が感染を恐れて外出を控え自宅に閉じこもりがちになり、身体機能や認知機能低下をもたらし要介護者手前のフレイル状態にもなりかねません。高齢者が安心して外出できる環境づくりのためにも、コミュニティーバスの抗ウイルス措置は必要と考えます。

町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の町営バスに抗ウイルス処置をについてお答えいたします。

抗ウイルス加工につきましてはご質問にございましたように、千歳市では市民が安心して公共交通機関を利用できるようバス事業者、タクシー事業者を対象に車両内に抗ウイルス・抗菌加工を施す経費に対する助成制度を設け、抗ウイルス加工を促進しております。抗ウイルス加工についてはその方法、加工溶剤がさまざまであり、千歳市の補助要綱では無機抗菌剤、空気触媒、光触媒が対象とされており、この分野で先駆的な団体であります抗菌製品技術協議会での性能基準をクリアすることが条件付けされています。新冠町においても他市で導入されている光触媒について調査し、導入についての検討をしたところでありましたが、保健所に相談したところその効果等について明確な情報もなく、厚生労働省、経済産業省で推奨されているもの以外は推奨できない旨の回答があったため、現段階においては無機抗菌剤、空気触媒、光触媒のいずれの方法も実施を見送っている状況であります。現在、町が運営しているバス運行の衛生対策については、スクールバスは登校利用後と下校利用後、コミュニティーバスは各ルート運行後と業務終了後に、次亜塩素酸水を使用し拭き取り消毒を実施しており、委託業者と連携の上、衛生対策には万全を期しております。また、移送サービス事業などにおいても次亜塩素酸水を委託業者に配布し、拭き取り消毒を実施するなど、各種車両運行業務についても同様に対策を講じているところで

あります。ご指摘のように、消毒作業はそれぞれ手作業で行うため時間を要しておりますが、確実な消毒作業の実施には仕方ないものと考えております。抗ウイルス加工につきましては、今後も情報収集に努めながら保健所等の関係機関にも意見を伺い、引き続き検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） それでは引き続き、コロナ禍に対応した避難訓練の実施をの発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 続きまして、コロナ禍に対応した避難訓練の実施をについて質問いたします。

全国各地で豪雨をはじめとする自然災害が相次ぐ中、また特に当地域においては地震や津波災害が懸念される中、新型コロナウイルス感染予防対策が避難所に求められている報道が相次ぎました。地域住民はコロナ禍の中、従来の避難とは異なる避難をしなければならないことに対しても十分に留意はしていますが、実際にはどのような避難行動をとるべきなのか理解できず、避難に対する不安が払拭されていない状況にあります。このような中、今年度毎年10月に実施されている避難訓練が中止されました。このことは町民の不安を増幅させ、避難をより困難なものにすると推察します。コロナ禍における感染対策を考慮し、避難訓練を中止したものと思われませんが、避難所運営では3密を避けた感染症対策が徹底されていなければならないと、感染拡大を懸念して避難訓練を実施しないということは、本末転倒も甚だしいと考えます。

政府は、国や自治体を実施する防災対策を示した防災基本計画を改定し、新型コロナウイルス感染が拡大したことを踏まえ、避難所の過密を抑える公債費など、感染症の観点を取り入れた対策が必要と明記しています。これを受け道は、5月に改定した北海道版避難所マニュアルに基づく防災総合訓練を苫小牧市と室蘭市などで実施し、大規模自然災害を想定。感染防止対策を講じた避難所運営や物資輸送などを訓練し、防災力の強化を図っています。

本町では、避難所運営マニュアルがいまだ作成されておらず、先の町議会の私の一般質問の町長の答弁で、完成までは道の避難所マニュアルに基づき避難所運営を行うとしています。他の市町村では既に感染症対策をした避難訓練を行っています。道の避難所マニュアルに基づいてでも避難訓練を実施すべきではなかったのかと考えます。本町の感染防止対策を講じた避難所運営訓練は町職員だけで行っており、町民参加での避難所運営訓練を行わなかったことは、町民に頼らず避難所運営が可能と判断されたのでしょうか。町民の協力なくして避難所運営は不可能と推測します。町独自の避難所運営マニュアルがいまだ完成していない中、避難に対する情報の量が多いことから、自分がどのような避難行動を取るべきなのか判断がつかず、不安を抱く町民も少なくありません。3密を防ぐために分

散避難の重要性が増し、避難形態として在宅、避難所、ホテル・旅館、車中泊などの青空、親せきや知人宅などの縁故の5種類がありますが、それぞれリスクがあり、またペット同伴などの事情により自己判断のつかない状況も考えられます。どの避難形態を選ぶかを判断するには、町民への正しい情報発信や周知が重要になってきます。避難訓練が実施されず、正しい情報発信や周知がされない中、町民は日々の生活の中で災害時の不安が募る一方なのではないでしょうか。町民の不安を払拭するためにも本町の現状に即した避難所運営マニュアルを早急に作成し、町内防災会議を開催した中で3密を避けた分散避難を周知徹底させ、新型コロナに対応した避難訓練を実施すべきと考えます。

そこで、次の4点について質問します。1点目、避難所運営マニュアル作成の進捗状況は。2点目、分散避難の内容周知と実行徹底の方策は。3点目、本町の避難所はペット同伴対応とはなっていません。ペット同伴の対応は。4点目、年度内に避難訓練を実施する予定は。

以上、4点の答弁を求めます。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問のコロナ禍に対応した避難訓練の実施についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、勢いが衰えず社会経済活動に大きな影響を与えているところではありますが、町としてはこのような状況下にあっても、町民の皆さんが安心して生活できるよう国の地方創生特別交付金などを活用しながら、さまざまな対応策を講じているところであります。特に、今私たちができることは感染を広げないよう手洗いの徹底やマスクの着用のほか、密閉・密集・密接のいわゆる3密を避ける行動をとることです。このことから、町ではマスクや消毒液の配布などを進めているほか、3密を回避できない場合の町主催事業については、開催を見送るなどの措置を講じてきたところであり、毎年10月に実施している防災避難訓練につきましても実施を見送ったところがあります。

そこで、1点目の避難所運営マニュアル作成の進捗状況についてでございますが、当町におきましては地域防災計画において、避難所運営の概括的な内容を掲載し、詳細については北海道が策定しているマニュアルを活用することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、本年5月に北海道から提示された避難所マニュアルを基本にしながら、新型コロナウイルス感染症対策に関わる各種通知文書等を参考にした新冠町避難所運営マニュアルを本年7月に作成し、これに基づいた職員向け避難訓練を7月30日に実施したところであります。

次に、2点目の分散避難の内容周知と実行徹底の方策はについてですが、現在千年に一度を想定した最大規模の降水量に基づいた、防災ハザードマップを今年度の完成を目途に作成中であり、その中で分散避難等も視野に入れた新たな避難場所や避難所を指定するこ

ととしております。また、分散避難についてはこれまで経験がなく、初めての取り組みとなりますのでまずは避難所運営マニュアルに基づきながら運営していくこととなりますが、合わせて避難所の開設に当たる職員の訓練の積み重ねが大切と考えております。

3点目の避難所でのペットの同伴についてですが、町の地域防災計画において北海道の条例に基づき「飼養動物の避難については、飼い主の自己責任において行うもの」と明記しており、また環境省が発行した人とペットの災害対策ガイドラインにおいても、災害時におけるペットの対策は飼い主が自らの責任の下、適切に飼養し続けることが基本であるとされております。そのうえで、当町の避難所運営マニュアルでは、避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いの問題等があることから、居住スペースとは十分な距離をとることが必要であるとしており、ペットの避難については避難者との同行は認めているものの、居住スペースでともに生活する同伴避難を認めているものではありません。特に、今後の避難所運営におきましては、コロナ対策のため居住スペースの十分な確保の必要があることから、状況に応じて分散避難なども想定しているところであり、避難者の安全確保が最も優先されるべきものでありますことから、同伴避難はおろか、同行避難においても十分な飼養スペースを確保することが、困難な状況も想定されますことをご理解いただきたいと存じます。

4点目の年度内に避難訓練を実施する予定はあるかについてですが、これまでお答えしてきたとおり避難訓練の重要性は十分認識しており、さまざまな機会を捉えながら適宜実施していかなければならないものと思っておりますが、現下のコロナ禍にあつては、感染拡大を防止することが何よりも重要な課題であり、このため町としても日々対策を講じているところであります。ご承知のとおり、先般道内自治体でのクラスター発生により、2週間にわたって役場窓口の閉鎖を余儀なくされるなど、一たび職員が感染してしまいますと場合によっては町民の皆さんへ多大なご迷惑をおかけすることとなるため、決して人ごとではないものと重く受け止めております。ましてや町の主催事業により、新型コロナウイルス感染症が拡大するようなことがあつてはならないものと強く認識し、これまでも予定しておりました各種事業についてやむなく中止にしているところであります。特に、いまだに感染経路が判明しない市中感染が広がりを見せる中にあつて、避難訓練における十分な感染防止対策をとることは、現実的には不可能であると判断し、実施を見送っているところでありますし、今後におきましても感染のリスクがなくなるまでは、当面実施することは難しいものと考えておりますことをご理解願いたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） まず、1点目の答弁の中で当町の避難所マニュアルは7月に作成して完成しているという答弁がありますけども、そうであるのであれば町民の皆さんこのマニュアルが完成していることを知らなかったと思うのですけども、また議会にもそのような報告はありませんでしたけども、本来であればそれをすぐさま報告すべきだったとは

思うのですけども、まずそこが1点。

それと、2点目の部分で分散避難の内容周知と実行徹底の方策はという部分なのですが、実際町民の皆さんがどのような形で避難していいのか今混乱している状況だと思うのです。そのような中、やはりいざ有事という時に動けるように避難訓練はしないとということですから、どのような避難をすべきかをきちっと町民に優しく丁寧に説明するのが本来の姿だと思うのですけども、その部分で駐在員文書等で、広報等で周知する方法ありますけども、それは一読したらもうそこで終わってしまうような感じもありますので、そのような分散周知の周知徹底には、よその自治体では小冊子のようなものを発行して、完全保存版というようなものを発行しておりますので、常に手元に置いておけるような、そういうようなハードな形での物を用意するような考えも一つかと思えます。

もう1点、ペット同伴の部分なのですが、やはり前の答弁でありましたとおり、ペット同伴は不可能というような答弁でした。ペット同伴の部分なのですが、ペットを飼っていない方はそうたいした気にはならないと思うのですけども、ペットを飼っている方は家族同然に考えておりますので、やはり同伴したいという部分の考えがあると思えます。避難所にペット同伴で避難できないという、そういう事実があるのであれば、やはり分散避難の中で車中泊になったり、または無理してでも車のない方はテントの中で生活するのかなとか、そのような考えを抱きかねません。やはり、ペット対応の部分に関しましては、避難所に入れないのであればそれなりの対応を町はきちっと形づくってあげるのが本来の姿だと思います。

そしてもう1点、分散避難ということで避難者全員が避難所に行くわけではありませんけども、避難所にいけばまず最低限の備蓄がありますからそれなりの生活できますけども、避難所に行かず車中泊だとか、またはペットがいてテントやなんだかんだという部分におきましては、避難の対象者のリストから漏れるような感じになると思えますので、避難所に来られなかった方の部分を考えて、その辺きちっとリサーチしてフォローする必要があるかと思えます。また、避難所に行かれない方は非常用備品のない方も想定されます。このことからしても、感染予防の観点からしても、マスクや消毒液などを含めた持出用の非常用無償リュックを全世帯に配付、それができないのであれば高齢者や生活困窮者には無償で配布、あるいは一部助成するような形でそういった形のフォローも必要ではないのかと考えます。

それと防災訓練は感染拡大を懸念してということなのですが、実際に市町村では行っておりますし、万が一今日にでも明日にでも災害がおきて避難せざる得ない状況になった場合どうします。やっぱり避難訓練されているかされていないかで大分違うと思うのです。避難訓練しないことによって余計感染拡大に広がる可能性もあります。やっぱりそういうこと考えてやはり重々感染予防をして、有事の際には大丈夫だと言ってますけども、日頃の感染予防よりも何よりもまず先に、避難訓練で一度経験してみることが必要なのではないかと思います。以上答弁お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） まず1点目、2点目あわせて答弁させていただきます。個々にそれぞれ避難、どういう状態ですべきか一点一点挙げますと非常にわかりづらい面がございます。そういった意味で先ほど申し上げましたように、千年に一度考えたハザードマップを作っている最中です。それは今年度中3月をめどにできるとしておりますので、そういった中でこのことを明記しようと、そのことが誤解もなくわかりやすいものだというような判断をしてございますので、そういった中で対応させていただくというふうに考えてございます。

それと次の3番目、4番目の分散の避難につきましては、今の現状におきましてやはり施設、避難施設もハザードマップの中に追加で全部出てくるような形で今進めておりますので、そういった中でやはり限られたスペースもございますので、そういった中ではその建物自体にペットを入れるということは、不可能な状態であるというのは議員もおわかりいただけるというふうに思います。そういった中で、議員からご指摘あった分散型の避難の中でどのような方法が、おっしゃったように車の中だとか、そういったこと、ということが考えられるのか、その辺を考えながら町民にも表示していきたいなというふうにも思っております。

また、5番の町民に対するフォロー、これは当然私たちも考えるところでございますので、今もやっていますように避難におきましても、町民の皆さんに被害が及ばぬよう配布等、マスク、または感染防止の手洗いのためのアルコールというものを配付して、当然防止には努めてまいりたいというふうに思います。

それと防災訓練を6点目、必要ではないかということでもありますけれども、現状においてできるものであればやりたいのですが、やはり感染拡大ということを第一に私たちは考えてございます。そういった中で、管内各町におきましても調べたところ、やはりことしについては全部見送るという実態がございますので、そういった横並びもありますこともあわせてご理解いただきたいと、そういう時期がきましたら私たちの方で主体として訓練を実施したいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再々質問。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 最後に1点だけ、先ほど私再質問の中で非常用持ち出しリュックの部分の意見を述べましたけども、その部分においては答弁なかったのですが、私自身避難所に全員行けるわけでないの、全世帯とは言わずとも高齢者、生活困窮者の世帯には1家庭に一世帯1ついいですから、非常食と感染防止のためのマスク、消毒液などを入れたたものをできれば無償、無理であれば助成するような形で配布するような形は取れないのかなと思うんですけども、その辺ご答弁お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再々質問にお答えいたします。

議員のご提言を参考にしながら今後進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、須崎栄子議員のコロナ禍におけるフレイル予防についての発言を許可いたします。
須崎議員。

○7番（須崎栄子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いましてコロナ禍におけるフレイル予防について質問いたします。

75歳以上の後期高齢者を対象にした健康診査に筋力や認知機能、心身の活力の低下した状態のフレイルを測る内容がことし新たに盛り込まれました。質問は15項目にわたり要介護に陥りやすい高齢者を見つけ、適切な健康指導や医療機関への受診につなげることを目的としております。高齢者の4割以上がコロナ感染を恐れ、散歩や買い物に行かなくなり、乏しい食材で栄養不足に陥り心の健康までもが損ねてしまいます。身近な人と会話をし、つながり合うことが元気で長生きする秘訣だそうです。なかなか終わりが見えない新型コロナウイルスの流行の中、高齢者が感染を恐れて自宅に閉じこもりがちな暮らしが長く続くと身体機能や認知機能が低下して、要介護の一步手前のフレイルの状態に陥ることが懸念されます。

健康づくりフレイル予防は自治体の責務と考えますが、3点について質問いたします。1点目、コロナ禍の中ことし新たに盛り込まれた15項目を含む健康診査は適切に実施されているのでしょうか。2点目、2019年度の道内の受診率は13.94%と前年より0.3%減ですが、当町の受診率はどのくらいでしょうか。3点目、多くが病院を受診し必要性を実感しないのが要因とされ、課題は受診者が少ないことだそうです。受診率を上げるためにどのような対策を講じているのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 須崎栄子議員からご質問のコロナ禍におけるフレイル予防についてお答えいたします。

初めに、フレイルについてご説明いたします。フレイルは厚生労働省研究班の報告書によりますと加齢とともに心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方では適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能な状態とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。多くの方はフレイルを経て、要介護状態に進むと考えられていますが高齢者においては、特にフレイルが発症しやすいことがわかっております。フレイルに早く気づき正しく介入することが大切であり、フレイル予防につきましては健康づくりとあわせて、行政の重要な責務と考えているところでございます。

1点目の質問にあります後期高齢者医療保険の被保険者を対象とした健康診査において、使用している質問票については今年度より変更されており、当町の対象者においてもこれにより実施しております。従来の質問票につきましては、40歳から74歳の方々が受ける特定健診の質問票を準用してきたところでございますが、特定健診の質問票につきましては、メタボリックシンドロームに着目した質問項目が設定されており、フレイルなどの高齢者の特性を把握するものとして十分なものとはいえないことが課題とされておりました。国は令和元年度において、15項目にわたる質問票を策定の上、令和2年度から活用するよう市町村通知を行ったところございまして、当町におきましても今年度の健康診査から使用を開始してございます。

2点目の2019年度の受診率につきましては、当町は13.93%で全道平均より0.01ポイント下回り、全道179市町村中の順位は80位でございました。一昨年の2018年度における受診率16.46%、順位54位と比較しますと、受診率で2.53ポイントマイナス、順位は26位後退してございます。これは新型コロナウイルス感染症の影響と考えており、2020年2月以降の集団健診と個別健診の受診見合わせによるものと分析してございます。

3点目の受診率向上の対策についてでございますが、受診者の多くは定期通院しており、習慣として健康診査を受診されている方が多く、かねてより基本検査に加えて心電図等の追加項目の要望がありましたことから、本年、令和2年度の健診から心電図、貧血、腎機能検査を追加して実施してございます。また、健診場所も個別に予約して受診できる医療機関を4カ所追加し、8カ所に拡充することで健診体制の充実を図っております。今後におきましても、保険者であります北海道後期高齢者広域連合と連携を図り、健診勧奨を進めてまいりたいと存じます。

最後に、質問の表題にありますコロナ禍におけるフレイル予防についてでございますが、健康診査とは別の取り組みとして介護予防部門において、毎年4月に65歳以上の高齢者を対象にフレイルを含む25項目のお達者度チェックと称したアンケート調査を実施しており、この調査でフレイル予防対象者を抽出し、介護予防教室やいきいき100歳体操を行う住民同士の通いの場への勧奨を行い、心身機能の維持向上に資する取り組みを実施しております。コロナ禍におきましては外出が制限される中、高齢者においてはフレイル予防が重要であるとの考えの下、自宅でできる運動等の情報について、介護部門の広報紙である介護つうしんやワ・ワ・ワを活用し、呼びかけしているところでもございます。今後におきましても、健診部門と介護予防部門の連携により、高齢者のフレイル予防対策を実施してまいり所存でございます。

○議長（荒木正光君） 須崎議員、再質問ございませんか。

○7番（須崎栄子君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、須崎議員の一般質問を終わります。

次に、竹中進一議員の新冠町郷土資料館の施設管理計画と展示物の保存についての発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。

新冠町郷土資料館は昭和55年に開館以来、本年で40周年を迎えることとなり、これまでミニ図鑑の作成や各種イベントを計画いたしておりますが、今までも、そしてこれからも郷土の歴史を末長く後世に伝えていくこの事業は、町の大きな役割であると同時に貴重な資源の継承であると考えております。これまで多くの事業に取り組んできた新冠町郷土資料館は、主に多くの町民の協力と貴重な情報、資料、機械、器具の提供などによって今日を迎え、その功績は児童生徒の学習や住民の関心などをおして多くの町民から高く評価されているのではないのでしょうか。特に、平成29年に発行された新冠100話は学芸員の方が長い年月をかけ、高齢者をはじめ多くの町民から地道な聞き取り調査をして得た膨大な資料や寄稿を本に編成された結果であり、大きな事業を達成したものであると考えております。繰り返しとなりますが、これらも長く後世に地域の過去の歴史を理解し、伝える役割を担っていく郷土資料館となっていくのだと思います。しかしながら、当館は設立から40年を経たことで老朽化が著しく、職員の恒常的な修繕努力で維持しているのが現状と考えます。管内的にもこのような施設がそれぞれ整備されておりますが、どこの施設にも展示してある昔の代表的な農機具のプラウの管理状況について特に注目いたしました。私の手元にそれぞれの写真がございますが、展示や管理については多種多様に相当の配慮がなされていることが見受けられます。たまたまセミナーに参加する機会がありまして、道南の木古内町を訪れた際に郷土資料館を見させていただく機会がございました。名前はいかりん館ということで閉校した小学校活用いたし、平成27年3月に開館した比較的新しい施設でしたが、展示物のそれぞれに手入れが行き届いていて、劣化の程度がまことに少ないと感じ取ってまいりました。多分、防腐剤かニスなどの何かをコーティングしていたのだと思いますが、これからも後世に伝えていくために長い年月展示がなされることを考えたとき、このように木の部分、金具の部分、それぞれに腐食防止等を行う必要があるのではないかと感じてまいりました。それほど予算をかけずに今後とも良好な状態で展示ができることになると思いますので、ひと手間をかけることの必要性についてはいかがお考えでしょうか。日高管内の郷土資料館、郷土博物館は学校の跡を利用している場合は、展示にある程度余裕がありますが、それ以外の施設はもはや手狭となってきております。新冠町郷土資料館の展示物も工夫を凝らしており、以前に比べ明るくなった印象はございますが、新冠100話の中にもございましたが、過去には暗い怖いイメージを持たれておられた方もいたようですし、手狭で耐震化も大丈夫かの感がございます。他町においては、様似町はリニューアル工事を実施いたしておりますし、新ひだか町は図書館併設の博物館を設立、日高町も同じく図書館併設の郷土資料館として比較的新しい施設となっており、施設と展示物に大きな配慮がなされてきている感があります。近隣町においても施設や展示物について見直されつつあるのではないかと感じるわけですが、我が町新冠町

の第6次総合計画の中にも地域への愛着や町への誇りを生み出す郷土の歴史遺産や伝統文化が時代に受け継がれるよう町民や団体等との連携しながら保存、継承、活用を進めますとなっておりますので、新冠町郷土資料館が40周年を迎えたこの機に、以下の2点について伺います。1、新冠町郷土資料館の将来展望について。2、資料館内の展示物維持管理の充実について。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 竹中議員からご質問の新冠町郷土資料館の施設管理計画と展示物の保存についてお答えを申し上げます。

郷土資料館は、新冠町開町100年記念事業の一環といたしまして、昭和55年4月に開館しております。開館以来当町の歴史や産業、そして民族等に関する貴重な資料を収蔵、保管するとともに、展示や講座を開催するなどして、歴史と文化を継承していく施設として、大きな役割を担ってきているわけでございます。町の歴史を振り返り後世へと伝え広めていくことは、現代を生きる私たちに課せられた義務でもあるわけでありますが、資料館におきましては資料収集、整理保存、調査研究、そして教育普及といった4つの活動を柱といたしまして、学芸員を中心に積み重ねてきましたその活動は、課せられた役割を十分に果たしてきたものと私としては高く評価をしているところでございます。

そこで、ご質問をいただきました1点目、新冠町郷土資料館の将来展望についてでございますが、議員ご指摘のように資料館は、開館から40年が経過をいたしまして施設の外部、内部ともに老朽化が目立ってきておりまして、近年に建設をされました施設と比較いたしますと、見劣りをする部分があることは否めないわけでございます。しかしながら、これまで適宜維持管理を加えてきたことで、施設的に大規模改修が必要な状態であるというふうな認識は今のところもってございませんし、貴重な資料を保存管理するといった目的には、まだ十分対応しているととらえておりまして、今後の改修等につきましては教育施設全体の管理計画におきまして、位置づけをしてまいりたいと考えているところでございます。また、施設内のリニューアルにかかわりましては、これまでも職員による小規模な展示品の配置替え等を繰り返してきているわけでありますが、照明や展示品のリニューアルには比較的高額な予算も伴いますことから、現状では資料の収集と整理保存ということを中心に、第2収蔵庫に保管している資料との定期的な入れ替え展示などを職員中心に工夫を怠らない考えでございます。

次に、ご質問の2点目、資料館内の展示物の維持管理の充実についてでございますけれども、資料館で収蔵展示する資料のほとんどは寄贈によるものでございますので、受け入れ時の状態をなるべく損なうことがないように、必要最低限しか手を加えないということが一般的な管理方法でございます。特に、保存保管をする資料そのものの表面加工、あるいは薬剤塗布などの保存処理は極力行わないこととしておりまして、このことは他の市町村の資料館も基本的には同様の取り扱いでございます。当町の収蔵資料に関しましては、保管

が屋内ということもございまして、腐食や錆が大きく進行しているという状況にはございませんので、これまで同様に資料の状態把握、あるいは定期的なほこりの除去等を中心に清掃を行うことによって、維持管理を図ってまいりたいと考えているところであります。

最後に、郷土資料館の活動は町の歴史や資料の収集、保存活動など比較的地道な活動ということが言えるわけでありますが、その中で学芸員が積み重ねた知識や資料をまちづくりや人づくりに生かしていくということは、社会教育の使命でもあると考えております。近年では、資料館主催の講座への出席者も増加傾向にありますほか、学芸員が講師として招聘される機会も多く、小学校での授業でもその知識が活用されておりますことから、引き続き教育普及活動にも意を用いた活動を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員、再質問ございますか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 展示物の手入れのことについてだけ1点お伺いしたいと思います。展示物はもちろん未来永劫に長い間現状を後世に伝えていくということが大きな目的でございますけれども、しかし木の部分の劣化というものはどうしても避けられないのです。十年、二十年ということであれば現状も維持できていくのかなとも思いますけれども、これまたそれ以上の長い年月後世に伝えていくということになった場合には、ある程度やっぱり手入れをしていかなければ、手入れといっても大規模でなくて、少なくともカビたり、それからの劣化が進むとぼけるというような、そういう状況になっている展示物も実際に管内の資料館の中にございましたけれども、そういうものを防ぐためには表面をちょっとコーティングするなり、そういったことで防げるのではないかなというふうに考えているわけですが、そういった点ではほかの資料館や博物館等を当然見ておられると思いますけれども、そういったものも参考になさって、その点だけがちょっと気になりましたので、再質問をさせていただきますので、ご答弁お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議員も管内、あるいは他管内の資料館における資料の保管の様子についてのご提案もございました。現状の中で、学芸員を中心に収蔵品の管理をしてるわけでありまして、学芸員同士の情報交流、それから管内の館の状況も学芸員がしっかりと確認をしながら保存活動にあたっているわけでありまして、今、議員からご心配いただきました内容につきましても、学芸員の知識とそれから活動の中で冒頭申し上げましたように、あまり手を加えることがないという基本的な考え方を元に、調査研究を学芸員の方にさせまして、適切な収蔵品の管理に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○6番（竹中進一君） ございません。

○議長（荒木正光君） 引き続き、日高線廃止後のバス転換運行と線路・踏切・あと用地有効活用の取り組みの発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い2本目の一般質問をいたします。

本年10月23日、日高町村会とJR北海道によるJR日高線鉄道事業廃止に伴う同意及び覚書締結が署名されました。平成21年1月、低気圧による高波で厚賀大狩部間が被害を受けJR日高線が不通となり、その後も富川静内間が数回にわたり台風や高波等の度重なる被害を受けることとなり、いま一度鉄道再開への道を探るべく日高町村会では、たび重なる協議や早期再開をいたすべく関係機関への陳情等を行ってまいりましたが、その成果を仰ぐこともないまま現状が好転せず今回の鉄道事業廃止に至りました。ほかにも日高管内的には、JR日高線を守る会やJR日高線問題を考える会などの取り組みもある中で、これまで町長会議に一任いたして協議がなされてまいりました。町長におかれましては、現状の把握や地域住民への配慮など、議会においてもその都度報告などで大変なご苦勞をされてまいったと思いますし、大変お疲れさまでございました。5年10カ月の間協議を重ね結論が出され大変残念な気持ちもありますが、覚書が締結された以上、バス転換により主に高校生の通学や住民の移動、管外からの利用者に対して最大限の利便性を提供しなければならないと思います。JRの代行バスは、令和3年3月31日をもって廃止されることとなりますが、JR北海道は25億5500万円を拠出し、あとは地元でという感があり、公共交通機関として投げ出しの感がいたすわけですが、バス転換の期日はもうすぐ迫っているわけで、運行事業主体や本数、ルール、停留所などがどのようになるのかが住民にはまだ示されていない状況で、いつごろに示されることになるのでしょうか。現在示すことのできる具体的な準備の進捗状況についてお伺いいたします。

また、鉄道用地等の処理についてお伺いいたします。この中で真っ先に早期解決が望まれるのは、踏切の撤去ではないかと思います。1度だけトロッコが通過したのを見たことがあります。JRの車両が通らない踏切手前で一旦停止して通行いたしなさいは、余りにも理不尽で時間のむだで、CO2の余分に排出する結果となっているわけですから、1日も早い解決が求められるのではないのでしょうか。JRとの協議、公安委員会の許可等のほか、面倒な手続きや改良工事などがあると思いますが、少なくとも令和3年4月1日以降の早い時期には解決されるよう、町長から強く要望いたすお考えはないのでしょうか。

さらに、わが町の中心部を貫くJR線路、用地の廃止後の利活用についてですが、JRとの協議が必要となっているとのことですが、既に改築いたす計画となっている道の駅への利用などのほか、節婦市街地や新冠市街地の中心部を貫いているその跡地は、利活用移管によって町の大いなる活性化も期待ができ、将来展望を左右することになる可能性が大きいと考えるわけですが、計画を立案し必要な部分の有効活用を図らなければならないと思います。この点の町長のお考えを伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問の日高線廃止後のバス転換運行と線路・踏切・あと用地有効利用の取組みについてお答えいたします。

J R 日高線廃線後の転換バス体系につきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、現行の既存バスと J R 代行バスの利用状況を踏まえた中で利便性も考慮しつつ、将来にわたって持続可能な交通体系を図るという観点の中で、最大の利用者である通学生の利便性向上をはじめ、きめ細かなニーズへの対応の検討、長距離苫小牧直行便新設などについて、J R 北海道及びバス事業者との協議を重ねているところであり、実際のバス運行は管内に路線を持つ道南バス及び J R 北海道バスが担うこととしているので、赤字部分の欠損補助は極力国の補助金を最大限の活用した上で、J R 北海道から地域に拠出された支援金から損失補填を行う形としてございます。現在、各町との協議を踏まえた上で、バス事業者において詰めダイヤ調整を行っており、バス路線については北海道運輸局の認可が必要であることから、来年 4 月 1 日運行開始を見据え、申請手続をされることとなっております。管内的に要望しておりました新たな長距離苫小牧直行便につきましては、えりも・苫小牧駅間の設定を予定し、通院利用者や買い物等の利便性の向上を図ることとし、運行は 1 日 1 往復、停留所は速達性が求められることから、基本的に各町 1 箇所としてございます。また、転換バス体系につきましては、利用実態の検証やニーズを踏まえた中で見直しを図ることとしてございますし、あわせて低床バスやトイレ付バスの導入などについても費用負担をかながみながら、今後検討していくこととしてございます。

2 点目の踏切に関してですが、踏切道の一旦停止措置についてはご承知のとおり、道路交通法に基づくものでございまして、J R 北海道におきまして北海道警察本部交通課と協議を行っており、現時点で確認していることを申し上げますと、北海道警察本部としては基本的に鉄道事業法にもとづく廃止後でなければ一旦停止の解除措置は行えないことから、町内の踏切 5 カ所を含め、管内 95 カ所については鉄道廃止予定日の来年 4 月 1 日以降、極力早い段階で道路上の一旦停止線の消去作業などを行いたいとのことであり、鉄道は存置した状態ですが同年 4 月中を目途に一旦停止が解除されるものと想定してございますので、ご理解願います。

次に、3 点目の鉄道用地の利活用についてですが、J R 北海道として鉄道用地の譲渡にあたっては、監督官庁の指導もあり土地の不動産鑑定額と撤去費を相殺の上、鉄路等が敷設された現状有姿での譲渡が基本的な考え方でございまして、J R 北海道との事前協議の中ではおおそ無償譲渡になると見込まれるとのことでございますが、これから各町の譲渡希望用地を取りまとめ協議を経て、管内での譲渡区間を固めた後に不動産鑑定評価に入りたい旨の説明を受けておりますので、鉄道用地の譲渡は一定の期間を要するものと思っております。町といたしましてはご承知のように、新冠・節婦の両市街地形成において鉄道用地により分断されている状態もあることから、道の駅リニューアル計画も含め両市

街地内の鉄道用地を中心に譲渡を受け、利活用を図ってまいりたいと考えているところですが、まずは町としての譲渡範囲につきまして今後議会とも相談させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員、再質問ございますか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） ただいまの答弁の中で、バスの運行主体はJRバスとそれから道南バスとの今後の協議にもよるということでもございましたけれども、長距離バスを現在運行してるわけですが、この2社がどういう、普通は1社が委託を受けるのかなというふうに考えておりますけれども、どういった関係で運行できるような状況になるのかちょっとわからないところがございますので、わかりやすく説明していただければ幸いです。現在、長距離バス今まで話していたものが2本運休になっているのです。運休になっているということはそれなりに利用がないから運休なのか、昨今言われている運転手とかそういう人員の確保が難しいというようなことで運休になっているのかちょっとわかりませんが、そういった状況の中で、そのいかに本数を確保していくのかということもある程度は把握できておりましたら、お答えいただきたいと思います。

跡用地の利活用についてでございますけれども、これはまちの発展に対して大変今後大きなインパクトがあると思うのですが、その跡地を譲り受ける形になるのではないかと思いますけど、譲り受けるに際しまして町の土地の利用計画というものは作成しなくてはならないのではないかと思いますけど、そういうものは必要ないのでしょうか。

2点について、お伺いします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えしたいと思います。

1点目、現在走っておりますのはご承知のように、JRバスと道南バスでございます。これを1社にしますとバスの台数、また運転手の数、そういったものに支障が出ます。そういったことをなくするためにも、今走ってるものをいかに有効的に活用するか、そういうものの中での検討でございますので、この両方のバスはこれからも存続してくということでございます。それと運休につきましては、これにつきましては報道等でご承知かと思いますが、コロナ禍の中で利用客が減っているという状況の中で、今本数を減らしているというふうに私は理解してございます。こういったことも踏まえながら、また利用客の減少というのも当然で出てまいりますので、そういった中を考えながら本数を一応設定してございます。ただし、そういうものにつきましては利用状況に応じてまた必要性が出てきた場合、または必要がない場合見直していかなければならないという形になろうかと思っております。それは今までも説明しているとおり、まずは通して走ってみて、その状況をかんがみながらまた修正を加えていくというのでなければ、1回にすべてのものを完全なものにできるとは考えてございませんので、そういった取り組みになろうかなというふうに考えてございます。

それと用地につきましては、一応町としてはまちづくりのために使うということで、ここからここまでの間が欲しい、この部分が欲しいというだけでそれに対する細かな利用計画というものは現在求められてございません。そういった中で、先ほども言いましたように相殺できて土地代と撤去費と相殺がゼロになれば、ただで申し受けるという形になるのかなというふうに思います。あとの利用計画につきましてはいろいろとお考えはありますけど、議会の皆さんとも当然諮っていかなければならないことですので、そういった中で計画を定めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと
思います。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○6番（竹中進一君） ございません。

○議長（荒木正光君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時22分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、氏家良美議員の日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向けての取り組みについての発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向けての取り組みについてをお伺いします。

昨年3月に、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に関する要望活動を日高町村会及び日高総合開発期成会のおかれましてされております。これを受け報道では、令和3年度にも日高山脈襟裳国定公園が国立公園に指定される可能性があるとありました。そこで、当町におけるこの国立公園化に向けての取り組み、指定後の取り組みの予定、またどのような影響があるかについて、5点伺います。

1点目、環境省は来年度にも日高山脈襟裳国定公園を国立公園に指定すると報道されておりますが、その進捗状況はどのようになっておりますでしょうか。

2点目、国立公園に指定された場合の当町における影響について、どのようなメリットとデメリットが想定されるのでしょうか。

3点目、日高町村会において要望を出しておりますが、どのような経緯で要望に至ったのでしょうか。また、当町における関係団体等からの要望の取りまとめ、意見聴取は行われたのでしょうか。

4点目、当町においては国立公園指定に向けては動きが見えないところではあります。

国立公園化に向けて当町だけで要望しているわけではありませんが、要望している構成町という立場での取り組みということもあろうかと思います。当町においての現在の取り組みについてお伺いいたします。また、国立公園指定後の取り組みについてあればお伺いいたします。

5点目、国立公園化については先に申しましたとおり、来年度には指定される可能性があります。当町の取り組みにおける成果としてどのようなものを期待しているのでしょうか。また、指定後の当町の負担について想定されるものとしてはどのようなものがあるのでしょうか。

以上、5点お伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問の日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向けての取組みについてお答えいたします。

日高山脈襟裳国定公園は昭和56年に指定され、カール地形などの特徴的な地形や地質、北海道を代表する野生動植物が多く生息する公園となっており、この公園を含む日高山脈周辺は国内でも重要な自然環境としても注目されていることから、平成22年には新たに国立公園の新規指定または国定公園の拡張の対象となり得る候補地として選定され、環境省において平成28年度から3カ年にわたる国立公園指定検討のための自然環境調査が行われたところでございます。こういった中、平成30年11月に日高振興局において、環境省北海道事務所担当課、日高振興局及び管内各町の関係課が参集し、国立公園化等に向けた検討に係る勉強会が行われ、自然環境調査の状況や既存国定公園の区域外にも景観要素が分布し、国立公園化に際しては公園エリア拡大の検討がされていること、また公園化に向けた作業手順としては公園エリアの概要の素案の案、次に素案などを順次公表し、関係者との調整、意見聴取、意見等を踏まえながら種々の調整を経て、国立公園化は数年後といった説明を環境省側から受けたところでございます。

ご質問の1点目、進捗状況についてですが現時点で具体的な動きについて、特に情報がなかったことから環境省側に状況を確認したところ、若干作業的に遅れてはいるが国立公園化に向けた作業は進めており、まずは公園エリアの素案の案の公表について、年度内にできれば行いたいとの考えがあるようですが、不確定の様子でございました。

次に、2点目の国立公園化のメリット・デメリットについてですが、一般的に言われているメリットとしては、傑出した自然の景勝地として国が認めた地域・景観ブランドが確たるものになり、ネームバリューの向上が期待されます。一方、デメリットとしては公園内の工作物など行為に規制が設けられ、厳しくなることが想定されることとでございます。町としても観光面でのメリットは大きいと考えておりますが、デメリットについては公園エリアが町の関与する部分まで及ぶことになるのか否か、具体的な内容については公園の範囲が示されてからになるのではと考えてございます。

次に、3点目の日高町村会での要望活動につきましては、昨年3月に北海道地方環境事務所を訪ね、環境大臣宛ての国立公園化に向けた要望書を事務所に手交し、日高の自然を守り次世代に継承していくことが重要であることや地域の魅力向上が期待されるため、国立公園の早期指定をお願いしたいこと、あわせて検討にあたっては地権者や関係住民の意向を十分に踏まえること並びに公園内施設整備、公園管理専門職の現地配置の要請を行いました。さらに、7月に上京し道内選出の国会議員並びに環境大臣、副大臣、政務官をはじめ、関係官僚に対し十勝側の市町村と合同で同様な要請を行ったところでございます。次に、関係団体からの意見聴取の部分ですが、平成30年11月の日高振興局での勉強会后、新冠山岳会や北電静内営業所に情報提供をさせていただきましたが、現段階において環境省側から拡張される公園エリアの素案の案の提示等、特に情報もないため今後環境省側から提示される資料に基づき意見聴取の範囲、方法について環境省の考え方も共有し、進めなければならないと考えているところでございます。具体的に示された段階において環境省側と協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に4点目、5点目の町での取り組みについてですが、観光振興につながり地域に潤いをもたらすことが期待されることから、早期な国立公園化を望んでいるところでございますが、今後環境省側の国立公園化の動きを注視し、情報共有を図りながらどのような取り組みが考えられるのか、また可能なのかを探っていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 氏家議員、再質問ございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 国立公園指定については、管内においても盛り上がりはあまり見られません。当町においても国定国立公園指定について、行政報告や広報において周知されておられませんし、大多数の町民は関心がないように感じます。その状況で調査研究が十分に行われない中、取り組みが遅れ、指定後に負担だけが残るということはあってはならないのではないかと考えます。国立公園指定がされれば答弁にもありましたが、これまでよりも規制が厳しくなり、指定前にしかできないことも出てくると思われまます。当町として、国立公園指定を契機に既存の観光事業と連携させ、充実させるという判断をしたとするなら、道内の国立公園指定を受けているところの調査をし、その経済効果やどの程度負担になるのかを研究も必要となるでしょうし、観光事業を押し出さず、国立公園指定については管内の足並みをそろえるだけで当町としては大きな取り組みをせず、サポートに回るということにすると判断したとするなら、どんな活動が必要なのかを検討しなければならないと考えます。いずれにしましても、その研究や検討の結果を町民に周知し、理解してもらい、取り組む必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、改めてこの国立公園指定後、どのようにまちづくりに活かしていくのか、考えがあればお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えしたいと思います。

先ほどもちょっとふれましたが、日高山脈襟裳国立公園そのものがなった場合に、ネームバリューとして観光に寄与されているだけで、町村ごとの観光施策に寄与できるか否かは現時点では全くわからない状況でありますので、先ほども申し上げておりますが、国立公園化により観光振興につながるものと期待しているところではあります。今後環境省側において国立化に向け、段階を踏んだ手順が進められますので情報共有に努め、進捗状況を見きわめながら観光協会など、関係機関とも情報交換や協議し、検討してまいりたいと考えておりますし、そういった中でも進んでくることによって、住民周知もできる部分も出てくるのかなというふうに考えてございます。あわせて、管内各町とも連携して取り進める部分についても、鋭意協議してまいりたいとも考えておりますので、あわせてご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○8番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） それでは引き続き、J R日高線廃止により影響を受ける通学者への支援をの発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 引き続き、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いJ R日高線廃止により影響を受ける通学者への支援をについて質問いたします。

今定例会の行政報告において、J R日高線廃止に伴いJ R定期券利用者に対して、利用条件の変化に伴う緩和を図る措置について通学者、通勤者のJ R定期運賃とバス定期運賃の差額をJ R北海道が補償しますが、新1年生についてはこの制度が適用されず、差額補償は受けられないと報告がありました。この状況は、同じ時期に同じ手段で通学をする学生に差が生じることとなりますので、この状況を解消することが必要と考えます。

そこで、3点伺います。1点目、大狩部駅、節婦駅、新冠駅を利用しているそれぞれの駅別の通学生の生徒数は何名でしょうか。2点目、各駅から静内駅までの定期運賃の差額はどの程度になるのでしょうか。3点目、現在在学中の生徒は補償されるということですので、令和4年度までは補償されるということだと認識しております。2年間は生徒間で通学費用に差が出るということだと思います。この生徒間の負担の差というのはJ Rの措置によるものではあります。このJ R日高線廃止決定の合意をした町にも少なからず関係があると考えます。少なくともJ R北海道が補償するとする2年間について、通学生に差が生じないように町として支援することが必要ではないでしょうか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問のJ R日高線廃止により影響を受ける通学者への支援をについてお答えいたします。

行政報告でも申し上げている部分でもございますが、令和2年10月23日付でJR北海道と管内各町で取り交わした鉄道事業廃止に係る覚書の中で、鉄道事業廃止時にJR定期券を利用されている方に対し、JR北海道はJR定期運賃とバス定期運賃との差額を補償するとされており、高校通学生の場合廃線の令和3年4月1日現在、2学年、3学年の方は在学期間中補償されますが、4月から新たにバス定期券を利用して通学される1学年の方などにつきましては、あくまでもJR定期を購入して通学していた方に対する緩和措置という考え方であり、JR北海道からの差額補償はないとのことでございます。この補償制度の下では、議員がご指摘のように同じ手段で高校に通学されている学生間で差が生じてしまう状態となり、JR北海道との覚書の締結を受け、私としましても何らかの対策は必要との認識を持っていたところでございました。

現状において、JR定期を利用して高校に通学されている方は、今年はコロナ禍が影響している部分もあるかもしれませんが、節婦駅1名、新冠駅29名と把握しており、また通学定期運賃につきましては、教育委員会において節婦・大狩部地区の高校生通学支援事業を行っており、影響を受ける新冠駅・静内駅間の1カ月定期運賃はJR定期代が4,530円、バス定期代が7,560円であり、差額が3,030円となっております。今般のJR日高線 鶴川・様似間の鉄道事業廃止同意により端を発し、明年4月からバス定期券を利用して高校通学される方におきまして、JR北海道から補償を受けられる方と受けられない方がおり、同じ手段で通学される学生間で不均衡が生じてしまう状況にかんがみ、この課題解消と併せ保護者の経済的負担軽減を図るため、教育委員会に継続的な支援制度の検討を指示してございますので、ご理解願います。

○議長（荒木正光君） 氏家議員、再質問をございますか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） ただ今の答弁で、1カ月3,030円という負担増になるということで、大きな負担だなという感想をいただきました。また、答弁の中で町長はこの問題を認識して、そして教育委員会の方に指示を出させているということで答弁されておりましたけれども、そうであれば高校生行政報告を見たときに補償されないという不安があったと思うのですけれども、行政報告の方に一文こういって考えているということで挙げていただければ、その不安もなかったのかなと思ってるところです。また、そういう指示を出されているということで、どのような制度かというのはこれからだとは思いますが、新1年生は不安感を抱くことなく通学できるのではないかと安心してるところです。4月1日からということはちょっと難しいかどうかわかりませんが、早期にこの制度が運用されることだと認識して安心しておりますので、私の質問これで終わりたいと思います。

○議長（荒木正光君） 答弁よろしいですか。

○8番（氏家良美君） はい。

○議長（荒木正光君） 以上で、氏家議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午後 12 時 54 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

長浜健太郎議員のニューノーマルにおける情報の取り扱いについての発言を許可いたします。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いニューノーマルにおける情報の取り扱いについての一般質問をいたします。

現在も収束が見えない新型コロナウイルスの感染拡大、さまざまな生活様式や今までの常識がコロナ禍をきっかけに大きく変わり、それはニューノーマル新常態とも言われております。新たな社会常識は当たり前と感じていた日常生活において、多くの人々に不便を強いておりますが、一方で技術革新の大きな投資ともなり教育分野も含め、思うように進まなかったソサエティー5.0 へ向けて一気に加速したことを痛感いたしました。また、コロナ禍はさまざまなことを示唆したとも考えております。その1つに、情報共有のあり方があります。ときに情報は適時的確な処理によって次なる対応の効果を左右します。すなわち、新たな罹患発生防止になくてはならないものであり、予防措置の大きな判断材料です。しかし、その取り扱いを間違えると個人の生活に大きな悪影響を与えることも実感いたしました。当町の対応は迅速であり、他町との違いを感じさせるものではありませんが、そこには情報収集と果敢な判断があったものと思われれます。そして、コロナ禍における国からの地方創生臨時交付金を活用した事業を行うこととなった際にも、行政が把握している情報をどのように取り扱い、より有効に効果的に反映させるためにどう取り組むのか、その姿勢を目の当たりすることとなりました。また、先の決算審査においては、所得情報の取り扱いが給付金申請率を左右したこと、そして各自治体によって個人情報保護法遵守の考え方に違いがあったことなどの議論もありました。新たな資源とも呼ばれる情報、特に個人情報はいまや資産としての重要な価値があり、細心の注意をもって取り扱われるべきものであると同時に、適切な取り扱いをすることで多くの町民に利益と安全をもたらすものとも考えます。

以上の考えから、2点についてお伺いします。1、自治体によって異なる情報の根底にあるものは、非公式で伝わる情報の取り扱いをどのようにするべきと考えるか。2、当町としての個人情報の取り扱いを町民に向け発信し、今後の行政運営を明示する考えは。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員からご質問のニューノーマルにおける情報の取り扱いについてについてお答えいたします。

中国武漢での新型コロナウイルス感染症の発症が伝えられ、国内においても感染が開始した本年2月4日に、町では初めて新型コロナウイルスに関わる対策会議を開催し、その後対策準備室を経て現在の対策本部となり、連日定例の本部会議を開催しながら、感染者の発生防止と蔓延防止のための情報収集や各種対策を講じてきたことは、これまでも報告してきたところであります。現在、日高振興局管内での感染者は65例目と発表されておりますが、これは感染者が所管の保健所からの聞き取り調査を受けた際に、どこまでの情報を公表するかを確認の上、本人の同意を得たうえで公表されているものと聞いており、町名を公表しないとした場合に町への情報提供は一切ないことから、対策本部としても困惑しているのが実態であります。このような中、10月に起きた静内高校での集団感染は、関係者25人が感染するという極めて深刻な事態となりましたが、北海道が学校名を公表するほか、検査の状況など早期に情報公開したことから、当町では小中学校等の休校を判断することができ、結果的には素早く対応できたものと考えております。

そこで、質問の1点目にあります自治体によって異なる情報の対応の根底にあるものは、非公式に伝わる情報の取り扱いをどのようにするべきと考えるかについてですが、静内高校での感染に対応し、当町は同校へ通学する兄弟からの感染拡大により、町内全域への拡大を防止することが最大の課題であると検討した結果、休校措置をとることが最良の判断としたところであり、その後の状況についても感染拡大の可能性など情報を的確に判断し、休校解除を早めるなど臨機応変な対応が取れましたのは、連日の本部会議において関係機関との情報共有がなされていたことが大きな要因と考えております。しかしながら、自治体によって対応が異なることにつきましては、それぞれの地域における状況が異なりますので止むを得ないものと考えますし、給付金における所得情報の取り扱いの違いにつきましても、当町においてはあくまでも法律を遵守しているものであり、他の自治体も同様であると考えております。また、情報には非公式なものも多く、その取り扱いには十分な精査が必要であることは言うまでもありません。特に、新型コロナウイルスに関しては、感染者情報がどこからか流出し、感染者や家族への差別や誹謗中傷などにつながりかねないことから、情報の管理には万全を期さなければならないものと感じているところであります。特に、児童生徒へのいじめへとつながらないよう、教育委員会を通じて校長会において、改めて指導の徹底をお願いしているところであります。また、近年SNSの普及により情報の拡散速度が増し、誤った情報により住民生活を不安に陥れるといった事案もありますが、状況によっては私が自らの言葉で町民の皆様に直接訴えることも必要と考えております。

2点目の個人情報の取り扱いを町民に向け発信し、今後の行政運営を明示する考えはとのご提言ですが、議員ご指摘のとおり個人情報は、自治会や学校の同窓会などにおいても個人情報保護法の適用を受けるなど、細心の注意をもって取り扱われるべきものであります。一方では個人情報の匿名加工によりさまざまな分野で活用される有益な資源であると言われております。開かれた行政の推進を目指す当町にとって、情報を開示しながら行

政運営の透明さを町民に訴えながら取り進めてきたところではありますが、今後におきましても法令遵守の上、適切な取り扱いのもと周知方法も含め検討してまいります。

○議長（荒木正光君） 長浜議員、再質問ございますか。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 町長の自らの言葉で町民に直接訴える、そして開かれた行政の推進、周知方法といったフレーズが出ましたが、これらを踏まえましてデジタルメディアの積極活用についてお伺いします。10月15日から10月21日までの町内6施設の臨時休業におきましては、その理由として静内高校の生徒が、新型コロナウイルス感染症に罹患したことによる感染拡大の可能性と集団感染の予防を図るためであり、このことを町長と教育長の連名で保護者へと通知しました。全員協議会における説明の際には、当町はあくまでも保健所の発表する情報公式見解とするとしておりました。仮定の話となってしまいますが、職員や理事者、議員も含めて発生の確認はもはやどこでもあり得ることであります。発生を確認した場合についてどのように取り扱い、どう対応するのかを事前に発信しておくことも町民の安心安全に結びつきます。もちろんそのときどきの状況にもよりますが、庁舎内においては窓口業務の体制について、施設の消毒作業について、学校や園においては一律一斉休業なのか、学校閉鎖なのか、学級閉鎖なのか、こういったさまざまな場面を想定した対応について、前もって公表する考えはあるでしょうか。また、新冠町としての見解を公表しないのであれば公表しない、公表できないという事情についても発信するべきではないでしょうか。

11月11日と12月11日付で、日高振興局長と管内7町長の連名で日高管内の皆様にお願いとある案内はされましたが、これとは別に町民に向けた町長から独自のメッセージがあると信頼度もインパクトも大きいと考えます。公表の有無も含めて今回の新型コロナウイルスに関する一連の思いをホームページやSNS、町政事務委託文書といったデジタルとアナログの双方のメディア媒体を介して発信する考えはあるでしょうか。デジタルに関しては12月14日時点でフォロワー数が525ある新冠町公式フェイスブックが存在し、また7月21日より始まった新冠町防災メールの公式ラインには、同じく12月14日時点で394名の登録がされております。ラインにおいては今のところ配信される内容が警報や注意報といった気象情報ばかりであります。配信内容には3点目に行政に関する情報とあり、その他行政に関する情報については今後配信に予定しておりますとありますが、今までのところ配信されてはおりません。また、町長の日記も5月28日に新型コロナウイルス感染症の収束に願いを込めて以降、改めてコロナウイルスには触れられておりません。町長の思いや動静、町の動きを知ってもらう手段として便利で有益であり、活用しないのはもったいないと思います。積極的に取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたします。

個人法の観点から保健所取り扱いとなること、そういうふうな取り扱いとなることか

ら、大変私として難しい状況であるということをもまずご理解いただきたいというふうに思います。一方で、町からの伝達方法は従来の広報紙や町政事務委託文書などの紙媒体のほか、ホームページやフェイスブックなどを活用しておりますが、今後におきまして今年度から実施しております、新冠町防災メールの活用や災害時の緊急時には防災無線を使うときには私が直接町民の皆さんに訴えることも必要と考えておりますし、現在ある媒体方法を充実させて周知したいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございます。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 最後に、町長のメディアリテラシーについて伺います。おのこのコロナ観の相違によって、引き起こされる人間関係のトラブルやコロナ禍でのその人の本質が見えてしまうといった話には、枚挙にいとまがありません。これらは情報発信する側は正確に発生し、受け取る側はその情報を正確に理解し、冷静に判断することができなくなっていることが要因ではないかと思います。不安や戸惑い、混沌とするときこそ思いの込められたトップからの力強い言葉には、受け手となる人たちに心のゆとりや余裕、冷静さを与えます。そして、ちまたに蔓延する聞くに堪えないような誹謗中傷、根拠のない噂を打ち消すには絶大な効果を発揮します。情報というものの取り扱いについて、得手不得手はあるかもしれませんが、リーダーの務めとして率先して実行し、その内容や使い方をしっかりと示すということは情報教育の推進、メディアリテラシーの実践にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。

議員ご提言のことはよく理解いたしますので、今後そのような方向も含みながら検討してまいりたいというふうに考えております。私は、やはりそこに被害に遭った方々、それがやはり何らかの誹謗中傷なり、個人攻撃なりにつながっては大変なことだというふうに考えておりますので、そういうことも踏まえた中で指示はしてきたつもりではおりますが、今後一層の推進を図って進めてまいりたいというふうにも考えてございます。ただ、町長として発信する際にはいろんな制約もまたかかって来る部分もございますので、その辺も考え合わせながら進めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 以上で長浜議員の一般質問を終わります。

次に、芳住革二議員のまちづくり公約の進捗状況と決意についての発言を許可いたします。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 議長より発言の許可が出ましたので、まちづくりに公約の進捗状

況と決意について質問いたします。

鳴海町長が就任されて間もなく4年間の任期が終わろうとしています。私たち議会と行政はまちづくりの両輪であると言われ、ともにまちづくりを進める者として新冠町よりよいまちにするために、この4年間ともに歩んできました。鳴海町政の4年間で振り返ると国保診療所の有床化、学校給食の無料化など、町民の生活に直結する事業を立て続けに実現し、また光回線の全町を敷設など将来を見越した事業も達成されようとしています。しかしながら、多くの施策が実現する一方、町内公共施設の老朽化に向けた取り組みについては、取り組みの実感が得ることができずにいます。近年、町内公共施設の修繕報告が増加したことを感じています。老朽化が進む施設を管理する町職員の努力により、施設維持に限界があるものと考えます。いずれ訪れる施設の改修、財政負担の軽減、あるいは町民ニーズの十分に押し量り、計画的に進めることが肝要と考えています。

4年間の任期を終えようとする現在、公約として掲げた施策の進捗具合と今後における課題、そして次期に向けた決意についてお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 答弁に先立ち少々のお時間をいただくことを、お許し願いたいと存じます。それでは、芳住革二議員からご質問のまちづくり公約の進捗状況と決意についてお答えいたします。

私が、就任いたしました平成29年5月9日の第2回臨時会におきまして、8つの柱に基づく町政運営の所信を述べさせていただきましたとおり、思いやりと笑顔にあふれた新冠の実現に向け、町政運営を担ってまいりました。

その1点目として、国保診療所の入院病床の再開と町民の健康増進についてであります。国保診療所は一般会計からの繰り出しの増加に加え、医師や看護師等、医療スタッフの確保の難しさなどの理由から、平成27年12月入院病床を休床いたしました。町民の皆さんから入院環境のない診療所に対する不安の声が多く寄せられていたことから、医療スタッフの確保のもと平成30年8月病床を再開するに至っております。また、画像診断の高性能化を図るためX線CT装置の更新をしております。その一方、健康増進対策として「定期健康診断の無料化」、「寿入浴券及び寿バス利用対象者の年齢を70歳に引下げ、寿入浴券にあつては36枚を交付」、「若年健診事業」、「介護職員実務者研修費助成金」等を実施してまいりました。

2点目は、鮮食料品等の買い物対策についてであります。農協ストアの廃止により、近隣町へ出向くことができない方々が自ら見て、選び買うことのできるような施設の整備を検討してまいりましたが、町民有志によるいかつぶキッチンの出店により、町が誘致した民間ストア等と競合するものもあることから整備を控えております。

3点目は、防災対策についてであります。防災対策は町民の生命と財産を守る安心・安全なまちづくりのスタートラインであります。当町の地形は丘陵地が多く、大雨による土

砂流出と常に背中合わせにあることから道路、河川、農地などの維持管理に適切な予算配分をし、災害対策に努めております。また、近年の高浪・高潮による本町地区防波堤の越波による被害を防止すべく北海道建設管理部に嵩上げ要望をし、年次計画で実施しているところであります。新冠川浄水場地先にあつては近年のゲリラ豪雨にかんがみ、現築堤高を検証し高規格道路も視野に入れながら河川管理者に対し嵩上げ改修を要望しております。さらに、町事業といたしまして町民センター付近の堤防の嵩上げを年次計画で実施しているところでもあります。このほか節婦町避難路の改修工事、千年に一度を想定した最大規模の降水量を基にした「洪水ハザードマップ作成」、「防災行政無線のデジタル化」を実施し、さらに、このシステムに町民へ周知手段として電話、ファックス等への一斉配信システム機能を連動させております。

4点目は、学校教育及び子育て施策の充実についてであります。少子化が進む中、義務教育の機会均衡や水準維持・向上の観点で踏まえ、朝日小学校の児童数の減少による複式学級を極力解消するため、町が独自に教員2名を採用し解消に努めております。一方、児童生徒の健やかな成長を後押しするとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため「給食費の無料化の実施」、また「外国語指導助手を2名に増員」、「小中の児童生徒用及び教員用パソコンの更新」、「教職員住宅2棟の新築」、「小中学校の体育館の照明をLED化に更新」、さらにこども園の待機児童解消のため職員の増員を図っているほか、高校生の通学費の支援のため新ひだか町と共同で運行する「静内駅から静内農業高校までの無料スクールバスの運行」、「奨学金貸付金額の増額」、子育て施策として「誕生祝金の贈呈事業」、「不妊、不育症治療費助成事業の拡大」、「新生児聴覚検査費用助成金事業」、「妊娠期・出産時支援事業」、「出産時緊急ハイヤー助成事業」などを実施しております。

5点目は、第一次産業の振興であります。新冠町はいうまでもなく第一次産業の町であり、第一次産業を活性化し、産地としての発展や活力を維持して行くために各種の振興策を図ることが大事であり、関係機関と連携し課題解決に向け取り組んでいるところでもあります。そのような中であつて、主な施策として実施したのは「ハウス自動換気設備に対する補助」の拡充をはかり「新設に加え既存ハウスにも拡大」、農家子弟が経営継承のため親元に就農した場合の「親元就農支援事業の創設」、町営牧野にあつては「哺育牛舎の新築」、体温センサーを膈内に挿入する「分娩感知通報装置導入事業」等を導入しております。

6点目は、開かれた行政の実現についてであります。町民との対話を大切に、町民に寄り添ったまちづくりを実施するために、「町政懇談会」の再開や町民からの要望・意見を聞きながら行政運営を行うための「マイタウン30委員会」を再開しております。

7点目は、市街地計画と環境整備であります。JR日高線の線路用地が市街地を二分している現状の中、JR日高線の廃線に伴い今後は一体となった市街地の再開発に取り組むことが可能となり、かつ高規格幹線道路新冠インターチェンジの開通を見据えた「道の駅ゾーン」の整備計画においても、線路用地を活用したりリニューアルに取り組むことが可能となったことから、本年度新冠インターチェンジの開通に間に合うよう道の駅の調査設計

業務を発注したところあります。

8点目は、通信格差の解消であります。携帯電話の不感地域解消につきましては、携帯大手事業者2社により不感地域の解消が図られてきております。また、多くの町民皆様の要望に応え、市街地以外の地域における情報通信インフラ整備の格差是正を図るため、令和元年度から2カ年の計画で光回線の整備を進めており、本年度で事業が終了いたします。特に、生活様式が一変したコロナ禍にあっては家庭、学校、職場等あらゆる分野における活動にブロードバンドの需要が増大しており、早期に着手したことにより各分野での利用に寄与できたものと考えております。

以上、この4年を振り返り主な事業について申し述べさせていただきましたが、これらの事業を進めるに当たっては町民の皆様方、議員の皆様方、そして町職員皆様方のご協力をいただき進めることができたものであり、皆様方に心から深く感謝を申し上げる次第であります。しかしながら、国保診療所や恵寿荘の移転改築、道の駅のリニューアル、高規格幹線道路日高自動車道に係るホロシリ乗馬施設の移転と土捨て場指定地を含む西泊津地区の再開発、あるいはアイヌ新法に基づく多機能型交流施設、一貫教育の推進に伴う学校統合や建て替えなど、大型事業が残されているほか、老朽化が進む公共施設の維持・管理の問題等々課題は山積しております。

私は、4年間町政の運営を任せていただきました。今また、郷土を大切に思う心を改めて見つめ直し、町民の皆様方と一緒に「思いやりと笑顔にあふれた新冠」の実現に向け、全身全霊で町政に打ち込む覚悟であります。多くの町民の皆様から新冠町の発展を目指し、「次期もしっかり頑張れ、頼むぞ」と言った励ましの言葉をかけていただけます。本当にありがたいことと思っております。このような町民の皆様方の負託にこたえるべく、再び町政の舵取りを担わせていただきたいと思っておりますので、ここに出馬表明をさせていただきます、芳住革二議員の答弁にかえさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 芳住議員、再質問ございますか。

○1番（芳住革二君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、芳住議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第55号

○議長（荒木正光君） 日程第4、議案第55号 令和2年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出から項ごと一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

歳出の13ページをご理解下さい。1款議会費から質疑に入ります。1項議会費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、14ページから15ページ、2款総務費、1項総務管理費、ありませんか。

竹中議員。

○6番(竹中進一君) 15ページの企画費の18番里平地区携帯電話伝送路維持負担金となっておりますけれども、これは日高町との折半でこういった負担金をおうっていうことになっていることになっていると思いますけれども、ある程度の一定の時期が来たらNTTの方へ全く施設そのものを移管するということにはなっていないのでしょうか。また、そういうことは可能ということはないのでしょうか。

○議長(荒木正光君) 原田企画課長。

○企画課長(原田和人君) NTTのそのある程度のNTTといいますか、NTTですね、そういったことについては特段整備の時にNTT側と何か約束事はあると言うことでもございませんし、こういったその不効率というか、そういうところについてNTT側で引き受けてくれれば本当にありがたいことではございますが、なかなかコストがかかるということで、簡単には受け入れてくれないのかなという気はいたしますが、現時点でそういった動きはないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(荒木正光君) ほかがございますか。

堤議員。

○11番(堤俊昭君) 企画費の中古物件リフォームについて聞きますけれども、5件ということでありましたけれども、基準というのでしょうか、合わなくて断った事例があるのかどうかということと、もう1点については50万の補助ということでありますけれども、リフォームのこの5件は平均でいいかなというふうに思うのですけれども、リフォーム代としてはどの程度かかっていたのかについて。

○議長(荒木正光君) 原田企画課長。

○企画課長(原田和人君) 基準に合わなくて断ったことがあるかといった部分でございますが、あくまでもうちの場合は中古物件を取得されてから1年以内ですよということで周知をして、申請を受けているということでございますので、例えばそれを超えてリフォームされているのかどうかわからないのですけれども、具体的にその断った事例というのは、最近は私の中ではちょっと覚えてはいるのですけれども、そういう実態でございます。あと、リフォームの金額でございますが、うちの方は100万円以上になれば50万円の限度額が受けられますよという制度でございますが、これまで私が見た中では100万もちょっとという事例もありますし、例えば建設課の方で所管しています100万円の補助あたるという部分を使えばもっと数百万単位でリフォームをされているという方、一緒に使うことができますので、そういう方もいらっしゃるということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長(荒木正光君) ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、15 ページ、2 項町税費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、16 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、5 項統計調査費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、6 項監査委員費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、17 ページから 18 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、ありませんか。

酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） 老人福祉費の委託料のふれあい夕食事業委託料について伺います。この補正についての質疑なんですけれども、増加の要因と今年度から複数メニューも提供しているということも含めて、どのような実態でこのように補正予算として組まれたのか。また、そのメニュー別に実績等もわかりましたら、あわせて伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） ふれあい夕食の補正でございますが、当初予算 26.5 食で予算を見ておまして、今回の補正で 36.4 食ということで約 9.9 食ふえるということの予算になってございます。傾向といたしましては、当初予算を策定いたしました令和元年の冬ぐらいから徐々にふえてきたという傾向にありまして、令和 2 年度に入っても引き続き増加しているということでございます。増加の要因につきましては、やはりコロナ禍におけますけど身体機能、対象といたしますのは調理が困難な方ということで、栄養の改善のためということがこのふれあい夕食の目的でございますので、そういう方々が増えてきた。介護予防系の介護通信などで周知を図っていること、それからケアマネージャーさんなどのこういう事業の周知が浸透してそういうところのきっかけから開始にいたった方が多いのではないかなというような分析をしております。それから、今年度から開始いたしました新しい減塩食なのですが、利用されている方は 3 人から 5 人、1 日当たり。3 人から 5 人でございます。つまり、3 食から 5 食というようなことで今受け付けて、そういう見込みをしております。

以上です。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

武田議員。

○4 番（武田修一君） 同じ場所になってしまいましたけれども、ふれあい夕食についてお伺いします。この事業は町民一人一人に寄り添うという意味でもまた利用者にとって大変ありがたい事業だというふうに思います。市街地から遠方の方の地域の方の利用もふえてきているというふうに思う部分があります。そこで、今回 9.9 の数が増加分としてあり

ますけども、委託業者の負担面で懸念するところがないのか。それと、ひとり暮らしの老人等の見守りという意味においてもこれからだんだんコロナ禍ということで件数がふえてくることよっての支障は来すかということはないのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 食数がふえたことよって配達に支障がないかということでございます。議員おっしゃるとおり、町内全域にわたってふれあい夕食を提供してございまして、やはり食数がふえるということに依じまして1日当たりの道距離も伸びてございまして、そういう関係で業者と常に打ち合わせをしてございまして、まだ今の状態に対応できるということですので、その辺は心配ないと考えてございまして。また、見守りの状況につきましても不在の場合は必ず保健福祉課に連絡は入るようになってございまして、それは私どもの方で訪問するなり、電話連絡するなりして対応を図れておりますので、こちらについても現在のところ支障はないというふうと考えてございまして。

○議長（荒木正光君） ほかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、19 ページ、2 項児童福祉費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、20 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3 項水道費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、21 ページから 22 ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、23 ページ、2 項林業費。

酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） 有害鳥獣駆除捕獲委託料について伺います。捕獲頭数に関しては説明で受けたところでありますけれども、それについてちょっと質問をしたいというふうに思います。農業被害の部分についてで関しますけれども、年々捕獲頭数は増加傾向にあるというふうには認識はしているところでありますけれども、その反面農業被害については全道的に右肩下がりというふうには認識してございましてけれども、当町におきましてはどのような形になっていますでしょうか。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） エゾシカ等々を含めた有害鳥獣によります農業被害の状況でございましてけれども、当町におきましては平成 22 年度がピークでございまして、このときには約 1 億 8,000 万円ほどの被害を受けていたという報告がきてございまして。近年はこ

れが減少しておりまして、平成 30 年度につきましては約 7,700 万円、それから令和元年度につきましては 7,900 万円、近年は 7,000 万台で被害額は推移しているという状況でございます。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 今、同僚の議員が質問したんですけど、同じ項目なんですけども、このごろいろいろマスコミ等の報道でカラスあるいは鳩がコロナの病原体を運んで、その糞に運んでいるということでものすごくそのカラスより鳩がふえて、そういった対策等はこれからどういうふうを考えているのか。鳩はこの中に入っていないと思うんですけど、もし何か考えあればお願いします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 鳩いろいろ種類がありますが、有害鳥獣についてはカワラバトという鳩がございまして、年に十数頭の捕獲をしているというところでございます。また、カラスにつきましては以前はカラス小屋というものを設置して委託をしていたところなんですけど、なかなかカラスが入らなくなってきたということがございまして、今はハンターさんに捕獲を依頼している中での対策でしかとれていないという状況でございまして、カラスについては例年ですと令和元年度で言いますと 88 羽程度、平成 30 年度で 86 羽程度、この程度の捕獲状況で推移してございます。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） 鳩の捕獲については今報告なかったんですけど、このことについてもちょっと前向きに検討してもらいたいというふうに考えるので、もし考え方あればお願いします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 特にカラスにおきましては、市街地に生息している数が多いということがございまして、その中では銃を使うこともできませんし、なかなか有効な対策がないというのが実態でございます。方法としては先ほども申し上げましたが、やはりカラスの罠が有効的なんですけれども、これも設置場所等もございまして、ちょっと時間をいただきながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 鳩。

○産業課長（島田和義君） 鳩の捕獲頭数でよろしいですか。

（「何事か」呼ぶ者あり）

○産業課長（島田和義君） 対策ですか。これはなかなか有効な対策というのは難しい状況でございます。カラスと同様に検討してみたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3 項水産業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、24 ページ、6 款商工費、1 項商工費。

酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） 14 節工事請負費について伺います。新冠温泉本館宿泊温水便座更新工事でございますけれども、この時期に更新工事をされるという部分に関しましての要因であったり、緊急度を含めた中の工事内容の説明を求めます。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 温泉の本館等の部分でございますが、こちらは平成 10 年の建物でございます、トイレの便座につきましては今では一般的な使用でございます暖房器機能はついていないということで、利用者からどうなんですかといった改善要望というのはだんだん多くなってきているという声は伺っております。そういった中で、温泉側と新年度に向けていろいろ修繕、改修工事等々の協議をしている段階におきまして、冬期間ということを検討いたしましてできるものであれば早期に改修した方がいいのではないかとということで、町の方で内部協議させていただきまして今回予算提案したものでございます。なお、本館部分につきましては 28 室ございますが、4 室につきましては過去いろいろ修繕があつて取り替えしているということで、今回は 24 室分の経費となっております。修理内容につきましては便座、蓋の交換のほか、電気配線工事等もかかるものですから、そういった経費を計上させていただいております。

○議長（荒木正光君） 酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） 概要についてはよくわかったところでありますけれども、そのような中で 20 年以上我慢をしていたというか、状況を踏まえたとやはりまだまだほかにもそういった修繕であったり、改善するべきところはあるのかなというふうに思いますけれども、来年度以降におきましてそのようなことは随時継続していくという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議員おっしゃられるとおり、20 年以上経つということである壁紙、カーペット、いろいろ修繕する部分は水回りの設備を含めまして多岐にわたつてるところでございます、こちらの方はやはり町の財政状況というものもございまして、十分そういったことも財政側と協議しながら優先順位の高いものを見極めながら修繕していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

氏家議員。

○8 番（氏家良美君） 12 節委託料の新冠温泉施設指定管理料について、2 点お伺いいたします。まず 1 点目、今回温泉入浴部門の運営にかかわる部分の指定管理料の追加ということだと思いますが、今年 10 月に第三セクター等経営健全化方針が作成されております。その中にあります、地方公共団体の関与の部分で新型コロナウイルス感染症蔓延影響によ

り、売上げが激しく減少するなどしていることから、指定管理料の算定方法など見直しの検討が必要であるとされております。今回の指定管理料の追加はこの算定方法の見直しの影響もあるのでしょうか。2点目ですが、今回委託期間中において試算し、追加が必要ということで指定管理料を追加するわけでありますけれども、その試算はどれくらいのスパンで報告があるのでしょうか。また、その報告ごとに追加で削減を今後行うのでしょうか。2点お願いをいたします。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） まず、算定方法の部分でございますが、例年日帰り入浴部分の赤字相当額につきましては、町の方で保養施設、町民の保養施設という観点の中でこれまで赤字相当額という部分を年度末に決算状況を見ながら追加で支払ってきたところでございます。今般のコロナ禍におきまして、企業努力だけでは解決できるものでないといった事象も当然ございますが、これまでの企業努力を促すといった手法を取り入れて指定管理料を減じてきたわけでございますが、これまでやってきた中において、新冠温泉の運営に無理があったのではないかということについてもよく検討させていただいたところでございます。追加している指定管理につきましては、あくまでも日帰り入浴の温泉部門で、ここは町民保養施設の運営ということを大前提に支払っているものでございまして、総合的に判定いたしましてこれまでの指定管理料減ずるといった手法の算定方法を見直しさせていただきまして、今回予算を提案させていただいたものでございます。もう1点、指定管理料の支払い時期、何回もやるのかという部分でございますが、先ほども申し上げましたが、通常は3月の決算時期だということで支払いをしてきたところでございますが、今般のコロナ禍という部分の中で温泉全体の売上げが落ちてございまして、町内をはじめとした経費の支払いが滞るだとか、職員の給与支払い等指定管理者の新冠ヒルズの資金繰りに影響が出ないようにするために、今般温泉側と協議いたしまして12月に中間払いということで計上させていただいているところでございます。今後、何回も指定管理料を支払うかといった部分につきましてはこれからコロナの関係がどういうふうになるかという部分は全く不透明な部分でございますので、そこは温泉側と協議しながら、また支払いのあり方につきましては議会側ともよく協議、相談させていただいて進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 同じように12節新冠温泉指定管理料で具体的にお聞きします。1,500万今回上がって今年度総額はいくらぐらいの指定管理料となるのか。それと、新しく総支配人になって変りましたけど、上の管理者の人たちはどのような経営努力をしてきたのかお聞かせください。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 指定管理料の総額という部分でございますが、当初予算は

1,820万2,000円とっております。こちらの方はプラントの維持経費とシャトルバスの経費となっております。補正後、今回補正いたします1,535万5,000円をあわせて、原形予算として3,355万7,000円とっております。1,535万5,000円の内訳といたしましては、先ほどを申し上げました赤字部門の部分が1,152万2,000円、それからシャトルバスの部分が87万8,000円、プラントの部分維持管理費がかさんだということで今回補正が321万円となっております。そういった内訳となっております。温泉側の努力はどういうふうに行っているのかといった部分につきましては、昨年からの温泉のインターネットを活用した宿泊予約ということを導入してございまして、その時期時期に合わせて空室状況に合わせて宿泊料を即時に設定できると、ニーズも把握しながらということでコロナ禍にあっても宿泊者数につきましてはそれほど変わらないというような経営努力をしております。ただし、単価という部分はこれまでと同様な形にはならないということで、経営的には会社側としては努力をしております。レストランの部分もそうなんですけれども、これからいろいろメニューを開発して取り組むといった時に、こういったコロナが第1波、第2波、第3波というようなことで、なかなかそれが企業努力をしてもなかなか収益に結びつかないといった現状があるということでございます。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 私からも一言言わせていただきます。秋山議員のご質問ですけども、人事展開やシステム導入を含む運営体系の見直しや変更、議会の理解をいただいている修繕や設備等の改修、さらには運営資金の借入れや設備費の借入れ計画に加えて経営健全化方針の公表など、今盛んに健全化に向けて取り組んでいる最中でございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、25ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、26ページ、3項住宅費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、4項下水道費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、27ページ、8款消防費、1項消防費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、9款教育費、1項教育総務費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、28ページ、2項小学校費。

芳住議員。

○1 番（芳住革二君） 小学校も中学も同じなのですけれども、LED照明の借り上げというふうになっているのですけれども、普通は買い上げて施設つくるのが本来の筋でないかなと思うのですけれども、そこら辺どうなんですか。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） LED化の関係でございます。小学校の体育館照明、これまでは水銀灯を使用してございました。そういった部分で水銀灯ですとなかなか切れやすいという部分がありますことと、それから今後の製造もなくなるということで、今回LED化を進めたという状況でございます。そういった中で議員おっしゃいますとおり、本来であれば直接借り上げてなくて工事をしてしまえばそれでいいのかもしれませんが、工事費というのが多額になるということもございまして、今回はリース方式 10 年間の契約ということで進めさせていただいたものでございます。そういった中で、直接工事をするのと比べ 150 万から 200 万ほどの費用が高くなるということとを算定してございますが、それに伴いまして逆に電気料が軽減が見込めれるということで、長期にわたっていくとリース方式の方が安いと判断いたしまして、今回進めさせていただいたものでございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

堤議員。

○1 1 番（堤俊昭君） 学校プールですけれども、夏休みが開設しないということで、二百何十万、250 万残したわけでありましてけれども、これ以外の夏休み以外の通常の管理について、朝日はともかくとして新冠小学校についてもテントがないわけですからよく見える、外からよく見えるのですけれども、通常の管理はどのようにされてるのかなというふうに思います。いかがですか。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 学校プールの管理でございますけれども、朝日の部分でございますけれども今年度開設をいたしておりません。通常の管理という部分では破損箇所ですとか、外観の部分については学校の方で見回りをしていただきましてという形で支障のないよう管理をしているところでございます。また、小学校プールにつきましても今年度は開設しておりませんが、その辺の管理につきましては、随時管理課の職員が見回りをしながら施設に異常がないよう確認をしているところでございます。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○1 1 番（堤俊昭君） 250 万はそういう事情で管理人というんですか、開設してないということで残ったということでありましてけれども、特に朝日小学校なんか見てますとプールの上、ずっと木の枝で覆われるわけでありましてけれども、木の枝で葉っぱが溜まり放題という状況では非常に開設時期以外とはいえ、醜い状況になっています。新冠小学校の場合はそんなに木があるというわけじゃありませんから、朝日小学校ほどではありませんけれども、これはとても通常管理しているようには見受けられないわけでありましてけれども、

もう一度学校の先生が見回っているということでありましたけれども、少し状況がひどいのではないかなというふうに思うのですけども、いかがですか。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 議員おっしゃるとおりでございます。屋根をかけていないものですから、例年木の葉がかなり落ちているということは承知をしております。例年、開設前にそれを撤去した中で開設をするということでございます。今年度におきましては開設を見送ったということで、1回の掃除も行っていない状況にありますことから、そのようなご指摘になろうかと思えます。ただ、施設全体の維持補修につきましては、ご指摘の部分も踏まえて再度見回ってまいりたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、29 ページ、3 項中学校費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、30 ページ、4 項認定こども園費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、31 ページから 32 ページ、5 項社会教育費。芳住議員。

○1 番（芳住革二君） レ・コード館の委託料のことについて伺います。エレベーターの保守点検ということになっていきますけども、恐らく僕だけでなく、皆さんエレベーターの上下が非常に遅いなっている関係を皆感じているのではないかなというふうに思っています。地震とか何とかあったときには別階段で出るんだけど、その階段の場所も案外分かりづらい。そういう意味で敷設してもらったエレベーターだから仕方ないといったら仕方ないんだけども、やはりある程度の速度のあれはできないのですか。その上下の速さ。

○議長（荒木正光君） 新宮社会教育課長。

○社会教育課長（新宮信行君） エレベーターの動くスピードが遅いということだと思うのですが、スピード調整等はできないと思うのですが、タワーの高さの関係で一般的な建物よりは高いですので、そのあたりで屋上までの移動の時間が長くなっているのではないかなというふうに考えます。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1 番（芳住革二君） それはわかっているのですけども、その調整である程度の速度の速さとかできないのかという話なんです。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 私もレ・コード館で管理をさせていただいてた部分で、議員ご指摘のような部分は実感として私も感じておりました。業者さんに確認しますと、エレベーターの性能という分もございまして、簡単に速度を遅くしたり早めたりということでは

きないということでありますので、そういった対応するとすればエレベーターの更新の際に改めてということになるかと思っておりますので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、33 ページ、6 項保健体育費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、10 款災害復旧費、2 項農林業施設災害復旧費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、34 ページ、11 款公債費、1 項公債費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 6 分

再会 午後 2 時 17 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

歳入に入りますので、8 ページをお開きください。歳入の質疑はページごとに一括して行います。

8 ページ、11 款分担金及び負担金、12 款使用料及び手数料、13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、9 ページ、2 項国庫補助金、3 項国庫委託金、14 款道支出金、1 項道負担金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、10 ページ、2 項道補助金、3 項道委託金、15 款財産収入、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、11 ページ、16 款寄附金、17 款繰入金、19 款諸収入、3 項貸付金元利収入、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、12 ページ、5 項受託事業収入、20 款町債、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって、質疑ありませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） このたびの人事院勧告による職員の期末手当の削減の総額につきまして、お伺いをしたいと思います。また、正職員、それと会計年度任用職員それぞれの合計額につきましてもお願いしたいのと、一人当たり平均額についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 今回の人事院勧告によりまして期末手当減額ということになりましたけれども、一般会計それから特別会計を合わせて試算をした数字でございますので、それで報告をさせていただきます。正職に当たります常勤者につきましては173人分ということで、人勧により影響額は290万8,621円と試算してございます。一人当たり平均額としては、1万6,800円ということで押さえてございます。会計年度任用職員80人ということで、人事院勧告の影響額については72万5,201円と試算してございまして、一人当たり平均につきまして、約9,000円ということになります。合計額363万3,822円ということになりますけれども、各予算書の中で影響額出ておりますけれども、これにつきましては基本的に人勧だけではない部分も含めて載ってございますので、今私が申し上げた数値と合わない部分あるかと思っておりますけれども、363万3,822円これが一般会計特別会計合わせた人事院勧告による影響額ということで押さえてございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 歳入の指定寄附のところでの質問が適当だったかもしれませんが、昨晩のニュースから聞こえてきたことなんですけれども、返礼品のないふるさと納税として、コロナ対策で厳しい状況の中頑張っている医療現場への寄附は広がっていると。これは人の役に立ちたい、社会貢献したいという考えの人がふえたことが要因だということでありましたけれども、新冠の場合にそのようなことは状況としてあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） ふるさと納税以外の指定寄附についてそのような目的での寄附は今まで受けておりません。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

武田議員。

○4番（武田修一君） そのような周知のようなもの行えば、そういうケースが出てくるということの理解でいいのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 納税していただく方の崇高な思いをこちらの方から周知をす

るというようなことはしてございません。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 55 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 55 号原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 56 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 56 号 令和 2 年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 56 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 57 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6、議案第 57 号 令和 2 年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第57号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第58号

○議長(荒木正光君) 日程第7、議案第58号 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第59号

○議長(荒木正光君) 日程第8、議案第59号 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第60号

○議長(荒木正光君) 日程第9、議案第60号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 討論を終結いたします。

これより議案第60号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第61号

○議長(荒木正光君) 日程第10、議案第61号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 討論を終結いたします。

これより議案第61号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第3号

○議長(荒木正光君) 日程第11、発議第3号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出についてを行います。

提案理由の説明を求めます。

提出者、酒井益幸議員。

○3番(酒井益幸君) 発議第3号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について説明をさせていただきます。

本意見書は、須崎栄子議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の1つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に引き続いて過去最高が更新されたことが分かった。これは実に、16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠される平均年齢が上がり、不妊に悩む人々がふえていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高になった。不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことができるよう、早急に取り組むことを強く求める。下記の4点に取り組むことを求めるものとする。意見書の提出機関は掲載のとおりです。

以上が、発委第3号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出内容です。ご審議の上、採択くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） この不妊治療のことにつきましては、先の閣議決定をされたというふうに報道で知っております。それで、さらなる意見書を新冠町議会として出す必要があるのかどうか、提出者にお聞きしたいものです。

○議長（荒木正光君） 酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 本意見書の提出経過におきましては、子どもが授かりたいという願いがかなわないという切実な思いに耳を傾けて、公明党は福祉の党として不妊治療は平成10年基本政策大綱に盛り込んで以来、長年取り組んだ経過がございます。中川議員がおっしゃっていたとおり、保険適用に関しましては閣議決定されていると認識しております。体外受精の助成拡大をもっと含めて迅速に対応してくださる政府案では、令和4年度に向けて保険適用の行程が報道されております。しかしながら、あくまで国会での慎重審議はこれからでありまして、男性に対する治療や仕事の両立、カウンセリング相談も含める内容となっております。少子化対策と安全性も含めた注視すべきご議論でもございます。切実な願いを要望する本意見書の提出であることをご理解願いたく存じます。

以上です。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。本案につきましては関係機関に提出することといたします。

◎日程第12 会議案第15号ないし日程第14 会議案第17号

○議長（荒木正光君） 日程第12、会議案第15号、日程第13、会議案第16号、日程第14、会議案第17号、以上3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会、議会あり方協議特別委員会の各委員長から所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第 15 号、16 号及び第 17 号は、各委員長からの申し出のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎追加日程の議決

○議長（荒木正光君） ただいま町長から、議案第 62 号 損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定についてが追加提出されました。

お諮りいたします。提出されました議案を日程に追加し議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号を追加日程第 1 として議題とすることに決定をいたしました。議案配布のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 3 5 分

再会 午後 2 時 3 6 分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第 1 議案第 6 2

○議長（荒木正光君） 追加日程第 1、議案第 62 号 損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第 62 号 損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について提案理由を申し上げます。

令和 2 年 10 月 30 日、町内牧畜業農家の敷地内におきまして、町有牧野職員が運転する車両、町有牧野で使用しております公用車 4 トントラックが、牧野の預託牛を返却する際に牛舎に接触し、建物屋根部分を損傷させたことにつきまして、損害賠償の和解及び額の決定を行うに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。和解及び損害賠償の相手方は、新冠町に在住する A さんであります。2、和解の内容は新冠町を甲とし、A さんを乙として次の条件のとおり和解するものであります。第 1 号、過失割合は新冠町 100%、A さんを 0%とするものであります。第 2 号、新冠町は A さんに対し、金 63 万 1,400 円を支払うものといたします。第 3 号、上記に定めるほか、新冠町と A さんとは相互に債権債務のないことを確認をするも

のであります。3、損害賠償の額は63万1,400円とするものであります。なお、賠償金の支払いにつきましては、町が加入をしております全国自治協会共済から相手方に直接支払われますため、町の会計をとおさないこととなります。

以上、議案第62号の提案理由を申し上げました。ご審議を賜り、提案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第62号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第62号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（荒木正光君） これをもって本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、鳴海町長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本年、最後となる第4回定例会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

今定例会に提出いたしました全ての案件につきまして慎重審議の上、ご決定を賜りましたこと、また令和元年度一般会計をはじめ、各特別会計の決算につきまして認定を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

昭和39年以来、半世紀以上の時を超えて華々しく開催されるはずであった東京オリンピック、パラリンピック競技大会も新型コロナウイルスの猛威の前に開催を1年遅らせるという、前代未聞の決定を余儀なくされたところであります。景気回復への起爆剤として飛躍の一年になるものと各界の期待が大きかっただけに、延期の決定は非常に残念でなりません。中国の武漢から瞬く間に全世界に広がっていった新型コロナウイルスは、凄まじ

い勢いもさることながら相次ぐ死者・重傷者が連日報道されるなど、その破壊力は私たちがこれまで経験したことのないものとなっております。厳重な防護服に身を包んだ関係者の物々しい姿の報道を見るにつけ早期の収束を願うとともに、このような事態が当町で発生しないようにと念じておりました。しかしながら、感染は衰えを見せるどころか、勢いをましたかのように広まり、私たちのすぐ目の前にまで迫ってきているものと緊張感を募らせているところであります。このように、社会経済活動にとって大きな後退を余儀なくされる事態となっておりますことから、一日も早い収束は全国民の悲願ではありますが、まずは日常生活における手洗いやマスクの着用、密閉、密接、密集の三つの密を避ける新北海道スタイルをしっかりと守りながら感染拡大の防止を図ることが重要でありますので、今後とも必要に応じながら町民へのマスクの配布や感染防止対策に全力を尽くしてまいり所存であります。

このように、新型コロナウイルスへの対策に終始した1年とはなりましたが、懸案であった光回線整備事業の2年目の工事が着々と進み、いよいよ実用化に向けた取り組みが加速していくものと考えておりますし、また日高道の延伸に伴うホロシリ乗馬クラブの移転改築も順調に進み、予定どおり年明け3月1日からの営業開始に向け、着々と準備が進められているところであります。

また、長らく協議を続けてきたJR日高線につきましては、本年10月23日にJRと管内各町との廃線同意を締結し、来年4月1日付けでの廃止が決定し、ようやく新たな交通体系の構築に向かうこととなりました。

また、基幹産業であります一次産業ですが、本年は概ね良い天候に恵まれ農作物の生育も順調に進んだ1年となりました。とりわけ、基幹作物でありますピーマンにつきましては、作付面積や反収の増加に加え、品質の良さやコロナ禍に伴う家庭内消費量の増加が販売単価の高騰につながり、歴代最高の販売額となる11億1千万円超えでございました。また、軽種馬生産におきましては、株式会社ノースヒルズ生産のコントレイル号が、史上3頭目となる無敗でのクラシック3冠レース制覇という快挙をなし得たほか、有限会社須崎牧場が生産されたアルクトス号が、マイルチャンピオンシップ南部杯を優勝、有限会社隆栄牧場が生産されたフィアースインパクト号が、昨年続くオーストラリアでのG1レース優勝など、町内生産馬の目覚ましい活躍に元氣と希望をいただきました。日高軽種馬農協が主催する北海道市場におきましては、2才馬を対象とするトレーニングセールが開催中止となり、生産界に大きな不安が広がりましたが、1才馬セールが開催されますと昨年以上の活気となり、上場された町内生産馬は前年を上回る売却額、売却率となり農業からは明るい話題が聞こえてまいりました。一方、漁業におきましては主要魚種の秋サケやタコの不漁が大きく影響し、販売額は近年で最も低い2億3,500万円にまで落ち込みましたが、低調な漁獲が続いておりましたコンブの漁獲量が回復し、5年振りに1,000万円を超える水揚げとなるなど生育が好転する兆しが伺えました。

さて、今年度は私が町長に就任して4年目の総仕上げの年でありました。これまでの取

り組みの検証を含め、町民の皆さんとお約束してきたことに対しまして、しっかりと取り組んでまいり所存ではありましたが、折からのコロナ禍はいかがともし難く、不本意な1年となってしまいました。私が目指す「思いやりと笑顔にあふれた新冠」の実現のためには、まだまだ取り組んでいかなければならない課題が多く残されております。先ほども申し上げましたとおり、2期目の町政を担わせていただき、「町民の声が活かされる町政」、「分かりやすく公平・公正な町政」、「町民と行政との協働のまちづくり」を常に念頭に置きながら全身全霊をかけて町政の推進に当たってまいり所存でありますので、議員各位におかれましては引き続きご理解とご支援を賜りたいと存じます。

最後になりましたが、本年も残すところ僅かとなりました。議員各位におかれましては、ご家族お揃いで希望に満ちた新年を迎えられますよう心からご祈念を申し上げ、年末のご挨拶とさせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（荒木正光君） 第4回定例会の閉会に当たり、私からも一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

今年1年を振り返るとき、新型コロナウイルス感染症の対応に世界中が奔走した1年でした。見えない災害と言われる感染症は、近代社会においては経験がなく、対策は手探りの中進められ多くの人々が今も不安の中にあると思います。そのような中、町内の蔓延を防ぐため入手困難なマスクの町民配布に努める等、鳴海町長をはじめ、職員が一丸となって予防施策の推進に誠心誠意当たったことが、町内における大きな被害の防止につながったと考えています。ここに敬意と感謝を表すとともに、引き続き感染症対策に努めていただきたいと思ひます。

日本経済の状況が不安定な中、本町の基幹産業である第一次産業の農業は、例年にも増して活況であったことは喜ばしいかぎりです。主要農産物であるピーマンの販売数量が、前年比108.6%の2,155トン、販売額が11億1,628万円の過去最高となる見込みであるほか、軽種馬生産においても販売額が19億5,063万円になるなど、本町の主要産業が例年以上の実績を残す見込みであることに、大きな喜びとさらなる飛躍を期待するしだいです。

本定例会初日において、議会あり方協議特別委員会の設置が決定しました。これまでも議会のあるべき姿、町民との距離など、議会運営委員会を中心に多くの事項について長い時間をかけ話し合われてきました。経験、考え、そして感じていることは議員それぞれ違ひます。しかし、新冠町を子どもたちの世代へより良い形で引き継いで行くという思ひは、全ての議員の共通するところではあります。これからの新冠町議会の方向性を決める大切な協議になるかと思ひます。芳住委員長を中心に、実り多い協議がされることを期待いたします。

コロナウイルス感染症による社会不安は当面続くかもしれません。しかし、そのような中であつてもまちづくりの歩みは立ち止まることはできません。職員一丸となつてまちづくりの推進に邁進してください。私たち議会議員もともに魅力あるまちづくりのために前

進んで行きたいと思います。

最後になりましたが、町民各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、閉会に際してのご挨拶といたします。

◎閉会の議決

○議長（荒木正光君） お諮りいたします。

本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。会議規則第7条の規定により、令和2年第4回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ご異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって、令和2年第4回新冠町定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時52分 閉会）